

第四十八回 参議院地方行政委員会會議録第七号

昭和四十年二月十八日(木曜日)

午前十時二十分開会

委員の異動

二月十七日

辞任

高野 一夫君

小林 武治君

二月十八日

辞任

沢田 一精君

大野木秀次郎君

補欠選任

増原 恵吉君

村上 春藏君

補欠選任

和田 鶴一君

山本 利壽君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

天坊 裕彦君

竹中 恒夫君

林 虎雄君

井川 伊平君

齋藤 昇君

山本 利壽君

和田 鶴一君

加瀬 完君

鈴木 壽君

松本 賢一君

二宮 文造君

市川 房枝君

吉武 恵市君

警察庁長官

江口 俊男君

警察庁保安局長

大津 英男君

文化財保護委員

会事務局長

宮地 茂君

説明員

常任委員会専門員

警察庁刑事局捜査第二課長

文化財保護委員

会事務局美術工芸課長

鈴木 武君

関根 広文君

松下 隆章君

本日の会議に付した案件

○銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(天坊裕彦君) たいだいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。二月十七日付、高野一夫君、小林武治君が辞任され、増原恵吉君、村上春藏君が選任され、また二月十八日付、沢田一精君、大野木秀次郎君が辞任され、和田鶴一君、山本利壽君がそれぞれ選任されました。

○委員長(天坊裕彦君) 銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑の方は順次御発言を願います。

○二宮文造君 銃砲刀剣と申しますと、大体暴力団に関連すると思うのですが、手元に昨年の一月現在の暴力団と称するものの実態を資料にいたしておられますが、昨年はここにこの増発について心を砕いていたのだと思いますが、その後の実態というもののついて、昨年の摘発がどのように効果をおとされているか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(江口俊男君) 昨年の暴力団対策の成果につきましては、簡単な資料を差し上げておるわけですが、なお昨年十二月末までの詳しい統計につきましては、ちようどたいま作成

中と申しますか、もうすぐで上がる段階にございますので、でき上がり次第、正確な数字をお手元に差し上げたいと思っておりますが、現在までの状況について、その概略につきましましてはこの畫面のとおりでございますし、さらに補足することがございますれば、捜査二課長、担任の課長が出席いたしておりますので、直接お答えをしたいと思いますと思っております。

○説明員(関根広文君) 長官からたたいまお答え申し上げましたとおり、正確な数字は近く私のほうで求められると考えておりますが、中間的に若干申し上げると、取り締まりの結果、解散あるいは壊滅した団体の状況というものをだけを取り上げてみたのであります。それは三十九年中に取り締まりいたしました結果、解散した団体が五十七団体、壊滅状態になった団体が三百一十一団体、事務所などを閉ざして活動を停止した団体が三十一団体ということで三百九十九団体、ざっと構成員につきましては七千九百名の者が、取り締まりの結果、それぞれ離脱、壊滅したというふうな報告を受けておりますので、おそらく集計の結果は、毎年毎年暴力団員がふえておったという点につきましても、若干の変更が見られるんじゃないか、かように考えておる次第でございます。

○二宮文造君 たいだいまの説明でございますが、大体三百九十九団体、人数で七千九百人が組織としては壊滅状態になったのですか。個々の人間は、やはり他の組織に入る、それが正義についていない限り、やはり構成員が減ったというふうには感じられないのですか、そういうふうな指導とかなんという面については、心を砕いておられますか。

○説明員(関根広文君) たいだいま御指摘でございますが、申し上げました構成員が直ちに暴力団から離脱して全部正義についた、こういうふう

なことは言えないわけでございますが、若干は正義についた者もございましょうし、あるいはまだ不安定ではかの組に入る、または入らないけれどもぶらぶらしているというような状況が見られるのでございます。暴力団取り締まりにつきましては、これは対策になるわけでございますけれども、検挙し、重い刑を科して、暴力団であるということが割り合わないというところを感じさせて、そして正義につくという方向に持っていくことが望ましいわけでございますが、私ども取り締まりの過程を通じまして、できるだけ暴力団から足を洗うというふうなことを勧奨する。また、かような関係につきましては、法務省関係の地方の機関とも連絡をとりまして、そういう御指摘がございましたように、できるだけ暴力団から足を洗っていくというふうな方策を進めるように現在努力中でございます。

○二宮文造君 手元にいたいたしたこの資料によりますと、暴力団という概念について、「集团的にまたは常習的に暴力的不法行為を行ない、または行なうおそれがある組織」と、はっきり大衆に危険、危害を与えるものというふうな定義をもって臨まれておるわけですが、この暴力団を把握するのに、確固たる法令の基礎はないと思えます。しかしまた、こうやって暴力団の種類別団体数及び構成員数と、こういうふうな資料が出てくることについては、何らかの措置で把握につとめられておると思うのですが、この把握の過程はどういうふうなつかみ方を示しておられるわけですか、それを伺いたい。

○説明員(関根広文君) 御指摘ございましたが、暴力団の定義は、これは私どもは警察取り締まりの上から必要でございますので、「集团的にまたは常習的に暴力的不法行為を行ない、または行なうおそれがある組織」というものを一応概念的に設

わからぬわけじゃございませんけれども、やはり事件を通じていふと、ただそれがどういふ団体を持ていかうかというだけでこれを解散もしくはどうするといふわけにもいかない、事件があれば、その事件を通じてそういうことをする団体は解散せよとかんたかいう、こういうことでやるものですか、あらかじめどうもそれらしいぞということで、そういう団体を解散せよとかんたかという、ちよつとむずかしいのじゃないか、検討はしておるようでございます。

○二宮文造君 自後少し研究をさせていただきます。そうでないと、警察のほうで検挙をするわ、釈放されるわ、イタチごっこでして、どうしようもない、ただでさえ犯罪が非常に多い中で、警察当局の御苦労もなかなかたいへんだらうと思ひますので、せつかく研究していただきたいと思ひます。

それから、これはすでに承ったこともわかりませんけれども、ついこの二、三日前に名古屋で問題の銃銃の事件がございまして、これは明らかに本人は精神異常者であるといふふうな判定がございまして、この銃銃の入手の経路ですが、これはどうなっておりますでしょうか。

○政府委員(大津英男君) 御指摘の、名古屋にございまして、この銃銃の発砲その他を行なひました西村貞助につきましての銃銃の購入関係でございますが、これは昨年三十九年の九月二十九日に許可申請をいたしまして、三十九年の十月十九日に所持の許可をいたしております。それからその確認を同日行なつておる、これは散弾銃でございます。それから十一月の二十七日にライフル銃のほうの許可申請がございまして、十二月の十二日に所持の許可をいたし、確認を同日行なつておるということでございます。この銃銃の許可の關係につきまして御説明を申し上げますと、本人が許可申請を出してまいりまして、名古屋北警察署におきましてこれを受理いたしましたから、大阪の警察に、本籍地でございますので本人の身元についての調査の照会をいたしております。それから

本人の勤務先であります志賀東映に参りまして、志賀東映の支配人、社長あるいは業務担当という三人につきまして調査をいたしましたところ、西村は勤務もまじめであつて特異な言動もない、銃銃の所持許可も支障はないと認められるような状況である、こういうことでございまして、それから申請者の出頭を求めて面接もいたしてありますが、所持許可の欠格事由に該当することもない、こういうふうなことになるまいまして、本籍地からの照会の結果も支障がないということでございますので、先ほど申し上げましたように、十月の十九日に所持許可を与えておる、こういうふうな状況があるわけでございます。

○二宮文造君 ところが問題のこの第五条です、現在問題になっております改正部分ではないほうですが、第五条には「精神病者、麻薬若しくは」云々と、このように出ているわけですが、事件が起きてみると、彼は精神病であつたと、非常に日ごろ顔も青黒いし陰惨な顔つきをしていて、喫茶店なんかで発砲したのも受付の入口にいた女の子がいやな顔をしたためにかつとなつたといふふうな本人が自供をしておるようですが、非常にこの種の事件が今後出てくるような心配があるわけですが、もちろん突発的な精神病といふものもありましようし、それからそれが外から見ても全然わからないような、しかし非常に内向性といひます、突然変異で変わる、そういう予備的なものを持つてゐる人もいるわけなんです、今後、あの事件を参考にして銃銃の所持あるいはまた銃砲刀剣の所持といふものについて、改正部分以外にそういう危険を防止するためにお考えになる必要があると思ひますが、この点についていかがですか。

○政府委員(大津英男君) 御指摘のように、現行法におきましても精神病者に対しては許可をすることがないといふような、許可の基準が示されておるわけでありまして、問題は、こういう人間が精神病者であるかどうかという判定は、警察官が面接をする、あるいは勤務先のそういう人たちが

が申し立てているということから、精神病者であるかどうかという判定をすることは非常にむずかしいといふところにあるわけでございます。今回こういう事件が起きました後において、捜査として、今度は本人の父親の参りまして三重県として、そういうところについて調査をやつてまいりまして、本人が三重の医大の精神科で四回治療を受けたことがあつたといふようなことが出てきておるといふようなことでございまして、こういう問題につきましては、警察が本人の点につきまして、もっと調べる方法がないのかどうかということになつてくると思ひます。いままでのやり方といたしまして、申請書には、本人の本籍、住所、職業、氏名、生年月日、こういうふうなものが出てまいりますし、それから許可の銃銃につきましてこのものが書いてある、これを見まして、本籍地に照会をし、本人につきましても、それだけの前科その他わかりますことを調べ、それから本人の現住所あるいはその勤務先につきまして、あるいはその近隣の者につきましても調査をしまして、本人について異常があるかどうかといふふうな点を調査をしてやる、これが許可にあたりましての下調査でございます。その段階におきまして、先ほど申し上げましたようなこととございまして、支障がない、本籍地からの警察の回答も異常がない、こういうふうな判断に立ちましてやつたのでございまして、その前に、三重のほうにおつたとき調査といふことがわからないうといふことでございまして、また、この点三重県についてさらに調査をしまして、本人が病院へ行つたかどうか、あるいは本人が精神分裂の關係でどうなつておるかといふようなことは、三重県の警察でもその当時においては把握をしておらないといふふうなことでございまして、今回の事件が起きました後において、捜査として行なつて初めてわかつたといふようなことでございまして、この点は今回厚生省のほうから、精神衛生法の改正が国会のほうに提案になるといふことも承つておるのでございまして、昨年中精神衛生

審議会におきましてもいふんそういう精神障害者の医療保護の問題と、それから治安の面から考えた対策といふものをどう調和さすかといふようなことでいふん議論もあつたところでございまして、まあいまま審議会を通じて私どももいろいろ申しましたけれども、やはり精神障害者はまず野放しにしないように、これを医療保護を徹底的に行なつていただく、それによつてまあ治安の面もよくなつてくるということにするのが、やはりこの精神障害者対策として一番根本的に必要なことであるといふ基本的な觀念に立つても、もし警察でいろいろな事件を通じて把握することができたものは、これを保健所なり都道府県知事に通報する、こういうふうに警察も協力してやつていく。逆に、新聞でも御存じだつたと思ひますが、私どものほうは、逆に警察のほうに、わかつたならば知らしてもらいたい、そういうことによつて警察もそういう面についてマークをしなればならない者もあるという考えでおりまして、こういう点につきましては、いろいろ人権上の問題もございまして、逆に医療保護といふ面が、そういうことで警察に通報されることではかえつてマイナス面が出てくるのだといふような議論もございまして、警察に通報するといふことには非常に反対が強い。こういうことで、結局警察はできるだけ自分の力でやつてわかるだけのことをする以外にない。しかし、警察官といふものはそういう面についてしろろとであるといふようなことで、非常にむずかしい問題でございまして、先ほど申し上げましたように、精神障害者につきましては野放し状態をなくするよう、医療保護を徹底していくという根本方針で進めていただくようになっておりますので、私どもとしては、そういう面に期待を持ていく以外に根本的には方策がないのではなからうか。こういうふうな観点に立つて今回の事件についても考えておる。こういうふうなわけでございまして、

○鈴木壽君 関連して、いまの問題ですが、精神病者が所持を許可されているという問題ですね。

○鈴木壽君 関連して、いまの問題ですが、精神病者が所持を許可されているという問題ですね。

○鈴木壽君 関連して、いまの問題ですが、精神病者が所持を許可されているという問題ですね。

○鈴木壽君 関連して、いまの問題ですが、精神病者が所持を許可されているという問題ですね。

局長のお話ですと、精神病人なんかの取り扱いといひますか、隔離するとかあるいは何かそういうことが行なわれることが前提だ。ところが、それは確かにそうですが、現在日本ではそうじゃないのです。現在の日本では、少なくともそういうようなことが十分行なわれておらない。ところが、銃砲等の所持の許可の要件の中には、精神病人だとかあるいは麻薬中毒者というものは持てないことに、許可されないことになっております。問題はそこだと思うのです。一方においては前提になる事項が行なわれておらない。行なわれておらないにもかかわらず、精神病人やその他の者が持てないことに、許可されないことになっておるので、そこを一体どうするのか。これは警察では何ともできないとか、あるいは人権問題だといふことでは済まなくなっているのじゃないかと思ふのですがね。おそらく二宮先生のお聞きになっていることもそういうことじゃないかと思ふのです。

そこで、第五条にあります許可する場合に精神病人等には許可を与えてはならぬというのだが、一体いまはやむを得ないから、あちこち聞く範囲でそうだとかそうでないかといふことだけに頼つて精神病人であるのかないのかという判定を警察が持つといふことになっているのか。そこら辺は一体どうですか。

○政府委員(大津英男君) 現在のやり方といたしましては、本人につきましては面接をし、挙動その他から判断するといふこと、それから先ほど申し上げましたような勤務先その他につきましていろいろ判断をする、それからいままでの警察でチェックできた資料というふうなものから判断する、まあ現在としましては、そういうこと以外にないといふこととございまして、こういう点では不十分でないかと言われると、まことにそういうことでございしますが、これを根本的に、警察だけの観点からもしめるならば、たとえば精神医から警察に通報してもらふといふこと、あるいは本人がそういう医師の診断書みたいなもので、自

分は何でもないのだという証明書を持つてこいというふうなことができません、それもいいのでございしますが、こういうことはやはり現在の精神衛生対策という面から見まして非常に不適切である、そういうことは許されることじゃないといふようなことでございしますので、たとえば道路交通法なんかにおきまして精神障害者というもののについては免許を与えないといふことを書いてあります、やはり同様な悩みを持つておるといふようなことでございまして、これはやはり現在の精神衛生対策を警察でどのようにやっていくか、治安の面とかそういう生命財産の保護という面で人権の問題との調和点をどこに見出すのかといふことになってまいりますので、いろいろな考え方があるわけですが、現在ほかに不十分で申しわけないようなことでございすけれども、そのような程度で行なつておるといふ実情でございす。

○鈴木壽君 もう一点、地方では猟銃なんかの許可はとも簡単に、僕ら見ておるところでは非常に簡単ですよ。あるいは外でわからない、まあ何といひますか、簡単にいへても実際はいろいろな調査をしたり何かしておられるかもしれないが、まあ少なくともいまの段階では、そんなに調査をしていられるといふふうにも見えません、いと簡単に取れます。ところが、そのいま問題になつておる精神病人だとか、これは公安委員会として許可を与える場合の最も大事な一つの柱として、不許可の条件としてこれがあるのですが、そうしますと、やっぱり私いろいろまあ精神病人なりその措置、対策等についていろいろ不十分な面がある、日本ですが、しかし、それにもかかわらず、やっぱりできるだけこの条件を、何といひますか、生かすようなことをあらゆる手を使つてやるべきでないかと思ふのですがね。そこで、いま言ったように、私地方でちょっとまあ見るところでは、たとえば知り合いが今度おれ猟をやるといふ、許可の申請をして、いと簡単に取つていられるのです。それはまあ正常だから簡単に

にきたかもしれないが、そこにどういふふうな、いわゆる適格の条件を欠くようなことについての調べがあるのか、調査があるのか。ちょっとふしぎなくらいに簡単であるように思ふのです。たまたまいま名古屋の事件なり西村某の事件なんかが出てくると、お話を聞くと、昨年にまあ許可を受けておると、ところが、たとえば精神病人というのは、突発的に、きのうからきょうというふうな場合もあるやうであります、しかし何かやっぱりそうでもないものじゃないかと思ふのですが、まあそこら辺に、私はやっぱり、これから法律の上にこういうものは持たせないのだと、こういうものは許可を与えないのだといふことだけでなしに、それをやるためには、もつと的確にそれを持たなきゃならぬと思ふのですが、この点。

○政府委員(江口俊男君) ただいま保安局長からお答えしたとおりの実情でございすけれども、私自身もこの西村貞助に猟銃を持たしたときの調べ方といふのを報告を取つてみますといふと、ただいま申し上げたように、鈴木先生のおっしゃるような感覚でまあ私もおつたわけですが、まあ警署としましては念を入れて調べたほうだと実際思ふのです。しかも、その結果がしかしわからなかつた、与えざるを得ないといふような状況であれば、警察が非常に客観的に一生懸命になつてあらゆる資料を集めて精神病人であるかどうかといふことを判断するといふことになれば、やはり限度があると思ひますので、方法としては、交通の場合でも同様でございす、やはり一つの特権を与え、あるいは禁止の解除をするといふ意味の許可を与えるといふような場合でございすれば、本人が私は精神の異常がございせんといふ証明書を専門の医者から持つてこさせるといふようなことを考えても、これは人権のじゅうりんといいことはならぬのじゃないかろうかと私自身は考えておりますので、これはまあたまたま猟銃で問題になりましたけれども、運転の免許について同様なことがあるわけではございす。突発的に出る精神の異常といふものは、あるいは防げない

かもしれないけれども、いまのような専門の医者だつたらわかるじゃないかといふようなものであれば、私はそういう方向で、そういう特権を持つ、許可を受けるというものは差しつかえないといふふうにおつたといふことは差しつかえないと検討では、いま直ちに法的にそういう義務づけをするといふことは無理であるといふのが、現在におけるこの答弁を書いたときの気持ちでございす。ただいまのような御意見を拝聴して私たちが——私たちといふか、私を含めて——そういう義務を課すべしといふ側の議論もだんだん高まつていくといふことであれば、警察としては望んでないことではございすので、その方向を検討してみたいといふふうに思ひます。

○鈴木壽君 私は関連だから一点。もう一点、もう一点でどうも……。最近、交通事故対策の一環としていま長官から言われたような、精神病人が運転免許を取つていられるといふ問題がだいぶやかましくなつてきました。中には精神異常であるのかないのか、全部そういう検査をしてやるべきだといふ人まで出てきています。いまの自動車の運転免許を取るの数がからしますと、これはなかなかたいへんだと思ふのです。しかし、いまの銃砲等の場合は、私そんなに数が多くてとて手におえないんだといふようなことではないと思ふのです。ですから、方法はいろいろあると思ひますが、私は、この問題に限つて申し上げますと、もつとこの条項がほんとに生きて、心配のないようなことであつてほしいといふ点から少し検討してみよう必要があると思ふのです。いま診断書を持つて——診断書を持つてと言つても、考えようによつてはちょっとあぶないとも思ふのです。がね。もう少し何か適確な、これを心配ないようにするための方法を考える必要が私はあると思ひますが、いかがでございしょうか。

○国務大臣(吉武恵市君) 御指摘の点、私もごもつともだと思ひます。したがつて、まあこれは法律としては許可事項になつておりますので、

許可する際の取り扱いのことだと思ふのであります。御指摘のように、その多くの数ではなからうと思ひますから、その許可するときにもうちょっと念を入れてみる必要があるんじゃないかというふうな感じがいたしますから、今後これらの取り扱いにつきましては、もっと慎重にしていきたいと、かように存じております。

○二宮文造君 以上で終わります。

○井川伊平君 ごく簡単なことをお伺いいたしますから、どなたでもお答えはけっこうであります。が、銃砲の意義、大きく言えばそういうことになるわけでありまして、拳銃にいたしても小銃にいたしても機械銃にいたしても、その本来の機能を発現するような状態になっておれば銃砲であることはきわめて見やすいことであるが、これが部分品としてばらばらにされておる場合、輸入をされておるときに、その一部分、一部分では、本来の目的に何の關係もないのであるけれども、今日のように機械をいじくるのがじょうずに国民性がなつてまいっております關係では、部分品を組み立てることはきわめてじょうずだと、おもちゃ、玩具に子供が加工をいたしまして、ある程度の危害を与える凶器たらしむこともできる。こういう点から考えてみますと、そのもの自体では本来の危険を生ずるだけの機能はないとしても、そういうふうな組み立て得るところの部分品の輸入は差しつかえないのかどうかということですが、もし部分品の輸入が、この趣旨からいへば禁すべきであらうかと考えますが、この点はどうかというお考えで押えておりますが、この法律をおつくりになるとき……お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(大津英男君) この輸入そのものは、こういう発射機能を有する銃砲でございますが、いまお話のございましたようなものが入つてまいりました。これを組み立てるといふことになりましますと、製造といふことで処罰をしていく、武器等製造法の關係でやつていくといふことになつておると考えております。

○井川伊平君 製造法の關係は、それは機能を発現できる拳銃であつても小銃であつても、製造についてはこれは十分に禁じられましようが、その輸入を禁ずるという点から考えれば、部分品の輸入も禁じておるべきではないかと思ひますがどうですか。なぜそうしたものの部分品の輸入も禁ずる一項目を加えないのかというのを聞いておるわけですが。

○政府委員(大津英男君) いままでそういうふうな実体がないというふうな意味でございまして、また、そういうものが輸入せられまして組み立てられるという場合においては、武器等製造法によつて処罰をしていく、こういう考え方でこの法律を立案したということでございます。

○井川伊平君 そこが手抜きがじやないかということですが、こういうものを製造すればいいけないとございまして、そういうことはすでにあることとございまして、それから、それだけで罰せられるものならば、輸入禁止の規定を設けなければならない。そういうような製造を禁止することができても、輸入の禁止が必要であるとするれば、部分品の輸入を禁止する必要があるのかということをお聞ひしております。どうですかね。

○政府委員(大津英男君) 先ほど申し上げましたように、今回の法律の附則におきまして、そういうものの組み立てそのものの罰則も、密輸入等の關係を考慮しまして、刑の引き上げをはかる、こういうことにはいたしておるわけでございます。その意味では輸入の禁止に違反したものの罰則の重さと、それからこの密造につきましての罰則というものを同様に重くしていく、こういう考え方であります。

○井川伊平君 あなたのじょうずな御説明はわかりますけれども、現在ある法律の科刑を重くすることが輸入に關する罰則を重くすることと目的が達せられるならば、こうした既製品の輸入にだつてできないことはないんですか。ですから、そうではなくて、やはりだんだんと國民が機械などを組み立てたり改造することにじょうずになつ

てきておる現在からいへば、部分品の輸入は禁止したほうがいいのじやないか。いまでは輸入そのものの禁止がないから、部分品の輸入というものはなかったかもしらぬが、既製品の輸入がやましくなつてきたとしたら、部分品を輸入するという商人はだんだん出てくると私は思ふ。そういうものは全然から心配だと、心配ないとおっしゃるのか、そういうことも心配があるならば加えておいたほうがよかつたのだらうけれども、気がつかないのか、どちらですか。私はそういうところは率直に言つて、将来心配のないようにしたほうがいいと思ひます。

○政府委員(江口俊男君) そういうことはもちろん念頭になかつたわけじやございません。ただ、いまおっしゃる通りに現在既製品の輸入について、輸入そのものの規制がないために既製品で来ているけれども、今度それを強く取り締まれば、部分品で来るのじやないかという御心配については、あるいはそうかと思ひます。そうならばもちろんそれに対する方策というものを考えなければならぬと思ひます。ただ部品とどう言つても、それがあつて組み立てたら一丁になるといふ形のもの、幾つかに分かれたものであれば、それは既製品といふふうな取り扱ひもできるのじやないか、たとえば一つの組み立ての機械等で梱包等の關係上二つに分けて入れるというふうなもの、ビストルの場合はかりにないとしても、あり得るわけ、それを既製品と見るか部分品と見るか、おそらくは問題だらうと思ひます。それじや部分品は全部いけないうことになりましますと、たとえば銃身だけ入つてくるというふうなもの、部分品として取り締まるかどうかというふうなこと、非常に重要な部分といふような部分品もあるでしやうし、ちよつとこれは実体を見ないといふとどういふふうな……全然はかのこととやれるからいいという意味じやございませぬ。しかし、いまだどういふ実体で入るかといふことの見当がつかないというふうなことで、特に今回は入れなかつたというふうなことでございま

す。

○井川伊平君 それじや、あなた考慮したのなら、考慮の結果というのなら、私はそれ以上追及いたしません。だけど私は既製品としてまとまつたもので入らさないと定めれば、それは船で、別にして、何回かに分けて部分品がどんどん入つてくるおそれがあると思ひます。また、入つたときに、それじや法律をつくりかえまうというのでは、ちよつとおそいと思ひます。これ以上私は特に申しません。

別のことを聞きますが、こうした銃砲等の製造はみだりにできないことだけは、私は知りませんが、何か法律があるのだと存じますが、そのこしらえたもの自体では本来の機能を發揮しない、そこに何か細工をすれば機能を發揮するに至るものを含んでおるかどうかというのを聞いておきたい。いづれやも、ある子供が学校で習つた知識で、やすりで玩具のビストルにちやちやしして、役に立つビストルをつくつた例は見えています。そんなことから考えれば、玩具の製造についても言えることではないかと思ひますが、もっと含みのある、製造のしかたにおいて安全なる銃砲といふれないようなものであつて、ちよつと安価な方法でだれかがやれば機能を發揮するといふことがあつたと思ひます。そういう点は条文ではどういふふうな表現されておりますか、お聞ひしたいです。

○政府委員(大津英男君) これは先般も市川先生から玩具拳銃取り締まりについて御質問があつたわけでございますが、玩具の中でも金属製弾丸を發射する機能があるというふうな認められまして警告禁止をしたというふうな例が、昭和三十六年、三十八年等においてあつたわけでございます。そういうふうなことでございまして、玩具拳銃でもちよつとした手を加えることによつて金属製弾丸を發射する機能が出てくるというふうなものにつきましまして、この法律の第二条の銃砲と考える、こういうことにはいたしております。

○井川伊平君 時間の都合で、きょうはこれ以上

質問せぬことにいたします。

○加瀬完君 銃砲刀剣の取り締まりを必要として、それが暴力団に不法所持されていることが多いので、当面の取り締まりの対象を暴力団に置いておるのか、それとも暴力団そのものを取り締まるために、それが凶器として使用されておる銃砲刀剣類をきびしく取り締まるようにするのか、いずれですか。

○政府委員(江口俊男君) はっきり申し上げますれば、暴力団対策としてどういうことが有効であるかというのを考えたときに、一つは暴力行為自身の罪をあげることによって暴力行為は割りにあわないという状態をつくらなければいかぬというところで、これは法務省が昨年御提案になりました。暴力行為等の取り締まりに関する法律の改正というところで、相当大幅の刑の引き上げを行なうていただいたわけでございますが、もう一本の柱として、今度は武器の点からそのほうを締め上げていくためには、この銃砲刀剣類等の取り締まりに関する法律を改正して、やはり持つておった場合、あるいはいつつた場合、輸入した場合等に、いままでは以上の罰をかけることによって、武器を持たせまいようにしよう、こういう二面から攻めていくという意味で発足した立案ではございませう。だから暴力団対策という点にもとを発しておりますけれども、しかし、まあ法律でございませうから、一匹オオカミみたいな、暴力団以外の人間につきましても、これは同様な適用をもちろんせにやならぬということでございますから、どちらに重点を置いたかとおっしゃれば、前者に重点を置いておきますけれども、適用そのものは、もうだれにでも同じ適用であることはもちろんのことでございます。

○加瀬完君 暴力の追放、あるいは暴力団の取り締まりということを主目的とするならば、単に銃砲刀剣類だけをよりどころにきびしく取り締まりをしていったところで、目的は達しられないと思うのです。これは二宮委員が御指摘のように、追放さるべき暴力の内容といえますか、暴行とい

うものを明確にして、そういう行為を意図するおそれのある団体というものを、やはり法律的に禁止をし、あるいは解散をさせるという方法をとつていかなければ、抜本的な対策にはならないんじゃないかと思われるわけでございます。組織は自由につくつていい、しかしその組織が行動をすれば、それが不法である、こういう見方というのは、私は法律の理論の上から成り立たないのじゃないかという疑問を持つのです。

そこで、具体的に伺いますが、石原裕次郎君の捜索はピストルの不法所持の疑いでございませうか。

○説明員(関根広文君) 報道されました石原裕次郎宅などの捜索実施についてということにつきましては、警視庁で二月十六日の午前八時から十一時の間に石原裕次郎自宅ほか四カ所を捜索したのでございますが、容疑は、これはすでに別な事件で逮捕されております被疑者百瀬博教と申しませうか、この被疑者の持つておる銃砲、この被疑者の不法所持事犯の隠匿場所ということを中心として捜索が実施されたのでありまして、石原裕次郎の家にありと云うふうなことを中心として捜索されております。

○加瀬完君 ピストルは出ておりませんか。

○説明員(関根広文君) 出ておりません。

○加瀬完君 そうすると、不法所持の疑いは晴れたということになりますか。

○説明員(関根広文君) 銃砲不法所持の容疑につきましては、本人があちこちに行動をしておる行動範囲の場所につきまして、本人の自供あるいは行動を中心として、警察の判断において捜索を実施する場合が多いわけでございます。したがって、この捜索によって当該場所の銃砲がなかったというところで、被疑者百瀬にかかると不法所持の疑いについては晴れた、こういうことには……

ところが出なかったんでしよう、ピストルは。しかしながら、石原裕次郎君そのものは、新聞にたくさん書き立てられて、あたかも不法所持のごとき印象を与え、芸能人であればあるだけに、その人気が、ひいていえば石原君そのものの人権というものに被害を与えられておるのですね。この発表は警察でなかったのですか。

○説明員(関根広文君) 警察がこの事件についてどういふふうな発表をしたかということについては、報告を受けておりませんのでわかりませんが、通常捜査を実施した場合に、取材に協力して、ある程度のお話をするということとはございませう。

○加瀬完君 事実は知りませんが、将来どう変化するかは知りませんよ。しかし今日の段階において捜索令状を執行しても、捜索令状のとおりの内容がなかった。明らかに石原君そのものにとりましては人権侵害でしよう、名誉を毀損されたことになりませう。こういう保障を警察はどこでとりになるのですか。あるいは捜索令状というものは、人権侵害が起ころうと、本人の利益に反するような状態が生じてもよろしいという権限を持つておりますか。

○説明員(関根広文君) 有名人でございましたので、捜索された結果非常に大きく取り上げられた、したがって、現段階におきましては、非常な迷惑をこうむつておるといふことは事実であろうということとは十分推察されますが、その点につきましては、何とも申し上げかねるのでありますけれども、警察の捜査の手続として、ある被疑者の容疑というところで、ある場所を合法的な手続によって捜索する、このことにつきましては、私は切り離して考えられないわけでございませうけれども、警察の捜査のやり方としては、通常正当な手続に基づいて捜索するということは、これはあり得るわけでございませう。

○加瀬完君 私は捜索をとかめておるのじゃないのです。それは石原裕次郎君であらうが、だれであらうか、それが総理大臣であらうとも、被疑の

内容というものがあれば捜索されるのは当然です。しかし、捜索をされたからといって、捜索をされる対象人物の人権がじゅうりんをされてもいという保障が捜索権にございませうか。少なくとも事実が明らかになるまでは、捜索は一方本人の地位なり名誉なりというものを尊重しながら行なわれることが当然でしよう。それが守られておりますかどうかということですよ。私は暴力団を応援しているのでもない。石原君に個人的な関係があるわけでもない。しかし石原君であらうがだれであらうか、あなたのさきの説明にも、石原裕次郎という説明がありました。捜索して事実があらわれなければ、いまの段階では、これは不法所持者でもないけれども不法所持者の品物を隠匿した補助者でもないわけですね。個人の人権は尊重さるべきです。かりに犯罪者でありまして、犯罪の事実のない以前にこのようない扱いをされるということとは、私ははなはだけいからぬと思う。疑わしきは罰せずというのが、新しい刑法でも警察法でも精神でしよう。十二分に疑うことは必要です。しかし、捜索をして、捜索の事実が明らかにならぬうちに、あたかも犯罪者のごとき印象を与えるような発表を——警察から出さなければ出るわけはないですから——するということはどういうことですか。疑いの段階でこのように公表するということは、今後もおやりになりますか。これはひとつ公安委員長に伺います。

○国務大臣(吉武恵市君) どういうふうな経過を踏んで捜査をしたかは、私もまだ聞いておりませんが、いまお話のように人権は尊重せられるものでありますから、その取り扱いにつきましては慎重の上にも慎重を期さなければならぬ、かように存じております。

○加瀬完君 それから、断わっておきますけれども、何も私は暴力団の興行を応援するわけでも讚美するわけでもございませうけれども、このごろ所々方々で、文化会館とか公民館とか講堂とか、こういった公的な施設を使用して行なわれる芸能人のショーなどについて、その背景に暴力団がい

るからという名のもとに、会場使用中止を警察が申し入れておりますね。きょうの新聞でも、江利チエミ・ショーが三重県の警察の中に入れて中止をされております。どういふ権限で中止をされるのですか。法的な根拠をひとつ示して下さい。

○説明員(関根広文君) 本日の新聞記事の内容については、現在まだ報告を受けておりませんが、一般的に、公共施設の利用ということにつきましては、従来比較的簡単に使用が許されておたつたのではないかと。暴力団が地方におきましていろいろな興行をして資金を獲得しているというところを調べてまいった結果、興行関係の収入が相当大きな資金源になっている。しかもその興行が、通常は直ちに犯罪になる行為、たとえば押し売りとか強要あるいは入場券の問題につきましては脱税というふうなことが背後にある場合も相当あるというところで、興行関係について地方の公共施設を正当に貸すという貸し方をすれば、暴力団関係者にこれを貸すことを禁止することができるとはなからうか、こういうことで、警察といたしましては、そういう公共施設を管理している方々に、公共施設の現在の法律の範囲における使用の方法を考慮していただきたい、たとえば正当な理由があつて、管理者の判断で地方の住民の公共の福祉のために許可しないことができることが多いのではなからうか。そういうような抽象的な管理者の責任、権限に基づきまして、具体的な個々のケースを取り上げて禁止できるものについては禁止していただきたい、こういうことを各地でそれぞれ申し入れをして、その結果、該当するケースについて中止が行なわれている、かように了解している次第でございます。

○加瀬完君 暴力団が土建業を営もうとも、商社会社を営もうとも、あるいは興行社を営もうとも、それがかつて旧暴力団の関係であらうとも、不法行為がその団体によって行なわれなければ、取り締まることができませんか。それが賭博をしたとか、あるいは工事の請け負いにおいて何か不正行為をしたとか、あるいは興行関係で暴力的な行

動をして、特殊な利益を得るようにした不法行為が行なわれて、初めて取り締まりの対象になるわけでしょう。暴力団がかつてあつた者でも、更生して興行社を営んで、芸能人もその興行社に依頼をして主催をさせることに納得をして、商取引として何ら不法な疑いをはさまれる余地のないような契約で行なわれているものに、どうして警察は会場を貸してはならないとか、興行をしてはならないという判断をなさるのであるのか。法律的な根拠をひとつ示して下さい。

○説明員(関根広文君) 先ほども御質疑がございました暴力団というものを法律上一つの定義を与えて、この暴力団の権限について、権限を押えるというふうな法律の規定のしかたがどうかということでございます。現在のところ、暴力団であるということが直ちに営業の許可あるいは国民の権限に關して不利を受けるということはないわけでございます。したがって、暴力団であるから興行をさせない、暴力団であるから当然一般の人が行なうべき営業を行なわせないということは今現在ではできません。したがって、現在行なつておるのは、警察の権限としては、権限と申しますか、先ほど来お話がございました犯罪があればこれを検挙するというのが警察のたてまえでございます。したがって、暴力団というのは、組織として犯罪を行なつておる場合、あるいは個人として犯罪を行なつておる場合が立証できれば、これをどしどし検挙していつておるわけでございます。しかしながら、合法、非合法な行為といふ行為で事業その他を行なつておる場合が多い、この点につきましては警察は関与することができない、しかしながら、たとえば一般の興行館で営業をする、あるいは一般の人と同じように土建業を行なう、あるいは風俗営業を行なうということにつきましては、これはそのとおり十分に権限があるわけでございますけれども、特にある目的のためにつくられた、たとえば公共の施設でも、教育関係に十分にこれを利用するといふ目的でつくられた施設とかいうものにつ

ては、管理者の判断で相当の裁量範囲があるはずでございます。これは積極的にこういう目的に使うんだというふうなことでつくられた施設については、そういう従来の比較的自由な使用がなされておつた向きがあるの、これを厳格に特定の目的のために有意義に使うというふうなやつていただくという、まあ暴力団の資金源になるというふうな場合には、その判断でこれを中止する場合もできるのではないかと。限定的に考えて、現在の法律の範囲内でなされる措置をとつていただく、こういうふうな考え方でありまして、一般の興行館あるいは普通の人はだれでも来られるというふうな場所、普通の営業を行なうことについて警察はとかく申しておることではございません。

○加瀬完君 このチエミ・ショーの場合は、津音楽友の会というのが申し入れて、県民室長はこれを許したわけですね。そうしましたら、新聞の報道によれば、三重県の捜査二課は、文化会館の使用許可を取り消してはしい、その理由としては、津音楽友の会というのは桜芸能社というものの代表者である鈴木一二という人が責任者となつていて、鈴木一二という理由なんですね。その鈴木一二という人の関係している桜芸能社というのは、暴力団に關係があるという見方をしているわけですね。暴力団に關係がある人が入つていようがいまいが、正式に、ある団体が江利チエミ・ショーを主催をしたいというので会場の借り入れを申し入れて、会場の責任者はよろしいと言つて貸したものを、どういふ法律的な権限があつて会場使用の取り消しを警察はなされるのですか。そういうことのできるという法律的な根拠を示してください。

ましたように、一般的には当該施設の管理者が、管理者の判断で、自由裁量で使用中を中止し、使用をさせなかったり使用させたりすることができるといふその範囲内の判断をしていただくための材料をまあ警察が提供している、こういう実態でございます。それで、繰り返すようにござい

○加瀬完君 これは美空ひばりショーも広島で会場をとめさせましたね。私は千葉でございませけれども、千葉にも例がございませ。全部警察が干渉をして会場を取りやめさせておるわけですね。ところが、いままで大体この芸能界というのは、あなた方から見れば暴力団に關係のあると思われる節のある人々によって構成されている芸能社というものを通して営業をしているわけですね。それが芸能人にとりましても利益でございませ、あるいは不法的な行為といふものはその間には何もなかった。一種の商慣習ですよ。商慣習としてそういう興行社といふものに全部の委任をいたしまして、その興行社が切符を売つたり会場をつくらたり、そこへ行って芸能人はショーをやつたり演劇をやつたりすることにしまして、次から次と会場を興行をして歩けたんですね。そういう商行為といふものが長い間続いたんです。それを警察はとつと何にも言わずに黙認してきたわけですね。急にここに来て、商行為に対する否定ですよ。これはね。商慣習に対する否定ですよ。慣習法といふのがあつたわけですからね、商法では、これを警察の力でじゅりんとしているわけですね。取り締まりの対象といふのはそういうところにはないはずでしょう。暴力団であらうが何であらうが、むしろそういうものは興行社といつたような正業について、正規な、暴力行為を伴わない生活設計をするというなら、これはむしろ援助をすべきでしょう。それがかつて暴力団に關係のあつた者が一人入つてくるから会場を貸すな、こういうやり方をしているって、ほんとうの意味で暴力団が一体壊滅すると思ひますか。せつかついた正業といふものを警察がとめちやう、そういうことでは逃

げ場がないでしょう、これは。もう一回暴力行為の団体に帰らざるを得ないでしょう。暴力行為の追放をしているのか、暴力行為の復元をはかっているのかわかりませんよ、こういうやり方を続けたいという。権限もないものを、権限がないにもかかわらず、営業権に支障を来たすような行為を警察が所々方々で行なっている、こう言っているんですよ。その主催者、津音楽友の会は、暴力団とは関係はない、前売り券三千九百枚の約八割が売れているので、中止すれば一般に迷惑をかける、こういう一般に迷惑をかけるだけでなく、この芸能人関係は非常な損害を与えられるわけですね。警察の一方的な判断で、いままでも商慣習として、商慣習として行なわれてきたこういうやり方をやめさせるというこれはいかにがなものでしょうね。行き過ぎじゃありませんか。暴力団を取り締まるのはけっこうです。しかしながら、正常な法律行為によって行なわれておる営業までも差しとめるという権限がどこにありますか、警察に。これは違法でない、権限があるということがありましたが、これは暴力団に幾らか関係があるということであるから、世論もある程度警察に賛成するかもしれないよ。しかし、こういう警察のやり方というものを許しておけば、対象はこういういかにがわしいと疑われる団体だけに限らない。いろいろ個人なり、団体なりの、思想的な考え方を異にしているものに對しまして、こういう方法で取り締まりをしないとは限らない。やってできないことはない。私はひどいようですが、暴力団に支援するわけじゃないけれども、少なくとも合法的に行なわれている興行というものの對して、しかも、会場を会場の責任者が貸しているのに、警察が取りやめると言うことは、法律的根拠がないとすれば、どうも納得するわけにはいきません。これはひとつ公安委員長に答えていただきたい。警察庁長官でもいいです。

○政府委員(江口俊男君) どういう権限で取りやめさせておるかという御質問でございますけれども、るる課長から申し上げておるとおり、警察が

取りやめさせておるわけじゃないです。ただ、私の聞くところによりますと、いままでの情状で、実は貸したくないのだけれども、館長自身の判断で云々というよりも、警察からはつきりした、こういう場合は好ましくないのだと言ってくれたほうがいいのだとおっしゃるようなところもあるようでありまして、三重の例は私も初耳でございますから、具体的にどういふことがあったか存じませんが、警察の権限で公の施設を貸したり、貸さなかったりしておるようなことはもちろんございません。そういうことができるはずはございませんから、ただ権限のある人たちに對するアドバイスとして、これは公序良俗といふんです、一般の教育上好ましいものであるかどうかというようにことを求められた場合、あるいは求められなくても、積極的に自分の意見を申し述べるというようにすることは、これは私差しつかえないと考えております。

それから、資金源云々ということがもちろんないであります、これは私の考えになりますけれども、やはりかねかねの問題でございます、たとえば山村等、公の施設以外はそのような芸能の場がないというような場合におきまして、そこを使わなければ江利チエミ・ショーですか、江利チエミであろうが美空ひばりであろうが聞けないというふうな状況のところであれば、それに伴う不法事犯については十分監視しつつも、多少のことがあってもそういうところを使わせるということについて特に警察が反対することはないというふうに、私は個々別々の具体の場合を考えていかなければならぬ、こう考えます。だから、どこでやってもよろしいというような大都會の場合等でありますれば、公の施設というものは、その施設本来の目的のために十分使って、わかから入り込めないというのがやはり一つの筋じゃないか、こういうふうに考えます。

○加瀬完君 私専門家はありませんが詳しくはわかりませんが、若干調べたところによりますと、芸能関係の地方興行というのは、ほとんど

興行師に委任するような形で行なわれているわけですね。その興行師というのは、ほとんどあなた方が暴力団の規定の中に入れておられるテキヤの仲間です。しかしながら、このお書きになったことに私は異論がございます。テキヤ・イコール暴力団という見方はおかしい。テキヤだってまじめに正業についている者が多い。それで、くどいようでございますが、そのおそろくテキヤに属しているであろう興行師は、興行師として、こういう芸能のショーなどの営業のプロとしていままでも芸能人から信頼されておって、その間の取引で営業がぶたれておった。興行師が背景にいるから、興行師はおそろくテキヤに入っているであろうから、テキヤは暴力団であるからということになったら、日本の地方興行というのはできないですよ。長い間これは商行為として認められたことだ。そういう内容をも考えないで、これが一部資金源になるのじゃないかという、資金源になるといふことが明らかにしたならば、あるいは資金源として犯罪行為が何かならねたら、そこで取り締まればいいでしょう。あるいはそういう犯罪行為を犯した団体の興行については会場を貸さなくてもいいでしょう。あるいは主催権を認めないということでもいいでしょう。何もまだ犯罪が行なわれておらないのですよ。旧来の陋習かもしれないけれども、その慣行のとおりにやってきました。そこで前売り券も売ってしまったあとに、急に、おまえの団体の中にテキヤが一人まじっているからこの興行はまかりならぬと、少なくとも、幾ら弁解しても、警察の意思で会場の使用中止を決定づけていることは事実であります。なぜ、興行師であろうとも、暴力団でかつあったであろうとも、興行のような正業につこうとしている者の道までもふさぐのか。ふさぐ必要はちっともない。そういう形で私は銃砲刀剣の取り締まりなどもやられては、こういう法律には賛成できません。石原裕次郎なら石原裕次郎が何か持っているということでもやられて、石原裕次郎が持っているということでもばつと宣伝する。調べたら何も出ない。こういう形で、

人権侵害です。こういう形で今後運用するとすれば、これは二日でも三日でも質問を続けます。興行社とか芸能社といふのは営業権を持っています。営業権を持っている者が営業するのでもあなた方立ち入ってやめさせるという権限がありませんか。法律的権限がありませんか。公務員のどういふ立場で行なえるか、もつてのはおかしい。こういうやり方をすることは、私は賛成するわけにはまいりません。これは直接銃砲刀剣取締法というものは関係ありませんが、これは公安委員長に伺いますが、正業につきかけている者のその正業の道まで奪うような方法は、一体暴力追放という政策に乗った路線だと考えられますか、これは公安委員長に伺います。

○國務大臣(吉武恵市君) 先ほど係官から申しましたように、興行は営業でありますから、営業をすること自体は私も差しつかえないのじゃないかと思ひます。しかし、それはもっぱら営業を目的とする興行施設において営業することについては関与することはできないと思ひます。問題は、いま公共の施設を使う場合において、そういう関係の者が使うことについてはどうだろうかということと言ったのではない。それにしても警察官が公共の施設を管理しているわけじゃないと、それから、警察官によって許可するとかしないとかということ言っているはずはないと思ひます。そこで、公共の施設であるだけに、公共施設を管理する者が判断をして断るとか断わらないとわかというところが行なわれているのじゃないか、かように考えております。

○加瀬完君 二つお答えいただきたいのですが、興行社とか興行師というものは全部暴力団の背景を持っているのであるという見方を今後なさらないのか、なさるのか。もう一度言います。興行社とか芸能社とかという、いままでも芸能人と契約をして営業をしておられた者たちすべてがこれは暴力団が背景にあるものだという見方をこれからなさっていくのかどうか、これが一点。それから、文化会館を使おうが、公会堂を使おうが、その管

理者がよろしいと言っているものを——よろしいと言つて許可をして前売り切符を売つてしまつた、そこへ警察が横やりを入れて、使わしてはならないと、こういうようなやり方をこれからおやりになるのかどうか。あなた方、法律的に根拠はない、法律的な何ら権限のないようなやり方で会場使用中止を警察が実力でとめていく、こういうやり方を今後おやりになるのかどうか、その二点、ひとつ伺います。

○政府委員(江口俊男君) まず第一点の興行師、興行社というふうなものについて、これを全部警察としては暴力団の範疇に入れ、あるいは暴力団に關係ありと見ているかどうかという点につきましては、そういうふうには見ておりません。その中に關係ある者もあり、暴力団そのものである者もありますけれども、そうでない者ももちろんありますから、それを、そういう營業をひくくめてそれは暴力団的だとか、あるいは暴力団であるとかというふうには見ていないということが第一点。それから第二点は、当該公共施設の責任者が公共施設を貸すことについて、十分その条例なり規則なりのつとめて判断をして、しかもその前売り券まで出ているというふうなものについて、そのあとからそれを中止せよというふうなことをどういう形で、どういう強さで言うたかということとは、私具體的に三重の事例を現在聞いてないの

で、判断に苦しむのでありますけれども、まあ、同じ中止をするにしても、そういう一般の迷惑にならないように、たとえば事前に相談を受ける形にするとかどうかということとは十分考えていかなければならぬことだろうと私は考えます。

○加瀬完君 そこで、そうすると、使用条例あるいは使用規則といったようなものが当然三重の文化会館にもあるはずで、それらに照らして使用許可を認めたわけですね、管理者は。そこで、使用許可が出ましたから、主催者は江利チエミ・ショウを行なうべく一切の準備をしたわけですか、ところが、三重県警の捜査二課が文化会館の使用許可を取り消してほしいということを口頭で申し

入れたので、文化会館の管理者でございます三重県の県民室長は使用許可を取り消した。ここに主催者なり、あるいは芸能人なりというのは経済的な大きな損害を与えられることになりませんか。これはどういふことになりますか。

○政府委員(江口俊男君) 何べんも申し上げるうちに、三重の実例は、新聞にあるから、あるいはそのとおりかと思ひますけれども、私のほうでは連絡を受けておりませんのでわかりませんが、おそらく、責任者が一たん許可したものをさらに取り消すということであれば、当事者同士の話し合いが持たれて、どういふ手段を講じたか私存じませんけれども、お互いに話のついたところでそういうことが行なわれたのじゃなからうか、こう想像します。

○加瀬完君 あなた方は中止をさせる権限はないとおっしゃつたでしょう。しかも、現実においては中止をさせ、損害を与えているわけですね。警察の責任というものが当然出てきますよ。中止させる権限はないわけでしょう、あなた方は。しかも、現実においては中止をさせて損害を与えているのだ。一カ所じゃありませんよ、ほかにも何か所もある。これを一県警の判断でおやりになつたとは私は想像できない。警察の方針でしよう、これは。警察の指示が何かがないですか。

○説明員(関根広文君) 文書その他で指示していることはございせんが、ただ、暴力団担当の關係者が會議をいたしました、いろいろ具體的に事例を検討して、そういう際の協議の内容には、公共施設を暴力団關係者に貸さないというふうな問題をとり上げていろいろと研究しております。その際、先ほど来申し上げましたように、何度もし上げるようでございますけれども、管理者の判断を誤らせない、正しくするような材料を警察のほうからは提供するというふうなことをやっていこうということをおっしゃるから、これを指示といへば指示とおっしゃるかもしれせんが、そういう形で協議がされました。

○加瀬完君 暴力団という判定をどこでなさつたのですか。

○説明員(関根広文君) 警察といたしましては、ある団体が過去において集团的にあるいは常習的に犯罪を犯したというような材料をたくさん持つております。したがひまして、特定の集団がそういうふうな形の、私も考えておりますものに当てはまるというふうなものにつきまして、これを一応暴力団というふうに解釈しております。

○加瀬完君 津音楽友の会という中に桜芸能社というものの代表者でありました鈴木一二さんという方が一人入つてゐるということ、桜芸能社というものは暴力団と關係があるという見方をし、暴力団と關係のある者が一人入つてゐるから津音楽友の会も暴力団の背景に立つものだという判断をしてゐるようですね。こういう簡単な判断でこられたら、全国暴力団に關係のないものはないなつちやう。津音楽友の会というのは暴力団でないですよ。だから、私はさきから言うのです。テキヤを全部暴力団と見るのか、興行社とか芸能社というものを全部暴力団と見るのか、こういういままで商慣習の上で芸能の主催、イニシアをとつてきた団体というのは、何人かは必ずテキヤの關係者がいますよ。しかし、暴力行為をしてゐるのじゃないでしょう、興行をしてゐるわけですよ。興行師全部暴力団という見方をなさらないとおっしゃる。なさらないとおっしゃつておりますけれども、事実においてはなさつてゐるじゃないですか。三重県警に十二分に連絡をして、事実を調査してください。主催者の中に興行師が何か一人入つておれば全部暴力団であるということであれば、そういうものの解釈で取り締まりをしていいたら、拡大解釈なんというもののじゃありませんよ、これは。基本的人権なんかどこにもありませんよ。營業の自由なんかなくなつちやいますよ。私もこの事実というものをつまびらかにいたしません。新聞の上だけで承知をした限りです。しかし、あなた方は少なくとも十分事実を知つてゐるはずですよ。鈴木何かしというものが一人、かつて暴力団に關係していたかどうか知らぬけれど

も、暴力団でもないでしょう。桜芸能社というのに關係しておつたことでしょうか。おそらくテキヤが何かでしょう。テキヤが一人おれば全部暴力団の背景だ、そういうものの見方をしておつては、いつまでもたつても暴力団はなくなりませんよ。なぜ正業についてこれから更生をしようという人たちに道を開いてやらないのですか。きょうは時間もないようですから、私、一時この質問は保留をいたします。こんなばかなことは私は許せん。きょうは終わります。

○松本賢一君 文化財保護委員會の事務局長にちよつと質問したいと思ひます。実はいまここで扱つてゐる銃砲刀剣類等所持取締法の改正案ですが、この中で、御承知の第十四条に「文化財保護委員會」云々というのがあるわけですね。御承知だと思ひますが、それを今度改正して、この中で「火なわ式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録」ということがあるのですが、それを「火なわ式銃砲等」ということにして、火なわ式以外の古い火打式などがあるのですが、そういうものを登録の対象にしようという改正案が出てゐるのですが、私の考え方をこの間うちから申し上げておるのですが、その前にお聞きしたいのは、この法律に対する保護委員會としての規則があるのです。その規則でやつておられるわけですが、その中に一応登録の申し込みですか、申請ですか、そういうことをしたのに対して、委員會のほうで鑑定をなさるわけですね。そうして、それで骨とう的な価値があるかどうかということをおきめになる。それで鑑定にパスしたものは登録される。いままでの方法ですよ。それで登録されるが、その鑑定にパスしない。いわばスクラップみたいなものだと思うたものはどういふふうになるわけなんですか。どういふふうに使われるのですか、そのものは。

○政府委員(宮地茂君) いまの御質問のような場合でございますが、私もとしましては、いま御質問のような銃砲以外に、一般の文化財とその点

は共通でございますが、たとえば世の中で文化財、文化財といふいろいろな言ひ方でも、法律で申します文化財と、一般に言われる文化財は、一応けずめをつけているわけですが、それで、銃砲以外の例で申しますと、地下を、家を建てようと思つて掘つておつた。そうしますと、大判、小判が出てきたり、あるいは昔の磁器、土器等も出ましたり、そういった場合に、これをやはり警察のほうへ届けまして、警察としましては、この所有者が判明しませんが、警察へ届けまして、警察は私どものほう、あるいは県の教育委員会のほう、この係のほうに回つていきます。そこで、これが文化財であるかどうかというのを判定いたしまして、文化財であれば、文化財だということを、一種の証明書も渡しますし、そうでないものは、それはどうぞ警察のほうでその所有者に返すなり、あるいは所有者がない場合には本人にやるなり、それは警察のほうでどうぞおやりくださいといったようなことになっております。したがって、銃砲も同じように持つてこられまして、それがいわゆる文化財といふものに該当するかしないか、全くおもちやのようなものとか、昔からの銃砲といふことで、文化財といふふうにはあまりにもお粗末だといふことであれば、それはそのままで、その後の行くえは私どもでは追及いたしておりませんのでよく存じませんが、一応文化財として、一般的に、共通的に文化財としての扱いはそのようにいたしております。もちろん、それを国宝とか、重要文化財とかに指定になる場合は、また別の手続でいたします。

○松本賢一君 そうすると、保護委員会としては、これは価値があるかないかといふことを鑑定して、そして価値のあるものについては登録をさせる。価値のないものについては、その後とは知らぬといふことになるわけですが、今度は警察のほうへお尋ねをいたしますが、警察のほうでは、それをどういうふうに取り扱いますか。

○政府委員(大津英男君) 警察のほうでは、法律

の第四条の一項五号によりますところの刀剣類などにつきましては、一般の風俗習慣上やむを得ないものは、そういうものを、たとえば家宝であるとか、遺品であるとかいふような意味で許可をしていくといふような場合があるわけでございますが、それ以外のものは許可の対象にならない、これは本人に破棄させるというふうなことになるわけでありまして。

○松本賢一君 そうすると、登録されないものも風俗習慣上これは家に代々伝わっているもので、家の大事なものであるから持つておこう、それに対しては警察は何もおしやらぬ、こういうことになると思ふのですが、そうすると、登録というものは、この取締法の中に入れてあるということに、これはやはり危険物だといふ判断のもとに、私はこの取締法といふ法律の中に入れてあるのだらうと思ふんですよ。そうすると、そこで今度文化財保護委員会に登録されないものといふのは、それじゃ危険物としての扱いからいふのは、もうはみ出してしまつて、ただおもちやになつてしまふのだ、こういうふうなことになるので、しるのだからと思ふので、そこで私が自分の考えをこの前から述べているわけなんです、こういうものは取締法の中からははずしてしまつたほうがいいのじゃないか。危険はない。それは一年にべんかどこか人を集めて、これでもたまたま飛ぶんですよ、それと見ることがある、それと見れば、その危険性といふものは、さしきばうちょうとか鉛筆削りのナイフよりもっと少ない危険性であるわけなんです、ですから、そういうものは取締法からはずしてしまつたほうがいいので、文化財保護委員会が価値があるかないかを認定して、価値のあるものは文化財として登録しよう、価値のないものは文化財保護委員会としてはおもちやとしておけつこうだ、スクラップとしておけつこうだといふことになるんですが、私はそういう扱いで一向差しつかえないと思ふのです、この取締法という中にそういうものを含め

て、そしてこういふいかめしい法律の中にそれを含めていくといふことは必要じゃないか。だから、この際法律を改正するならば、そういう実用にならぬ銃砲の類なんといふものははずしてしまつて、文化財だけの扱いにしたいじゃないか、こういうことをこの間から申し上げておつたんです。それに対して文化財保護委員会としてどういふふうにお考えになるか、ひとつお伺いしたい。

○政府委員(吉地茂君) 私から御説明するまでもないと思いますが、私のほうは、そのものがたまたま飛ぼうと飛ぶまいと、切れようと切れまいと、要するに、文化財だといふ面であつたかまれば、それで私のほうは事足りるわけでございます。ただ、警察のほうとしましては、たまたま飛んだり、切れたりといふことになりまして、それが文化財であらうと何であらうと、警察としては問題になるかと思ひます。したがって、たまたま従来は火なわ式銃砲といふのはいわゆる文化財としても私も扱いたいし、警察のほうとしては、これは使おうと思へば使えるのだし、たまたま飛ぶのだ、人に傷害を与えるのだといふことと、要するに、両方の所管と申しましょうか、同じものではあるのですが、見方によつて両者がお互いにそれにある管理的な力を持たなきゃいかぬといふこととございますので、そういう面からいまして、私のほうとしましては、火なわ式銃砲だけでなくて、——お時間をいただければ、いまこゝへ持つてまいつておりますから、美術工芸課長から詳しく説明させていただきますが、こういうふうな、あとで御必要なら説明させていただきますが、こういうふうな、たまたま飛ぶわけなんです。で、これが火なわ式銃砲ではございませぬのは、これは文化財としてつかまえた、私のほうはやはりこれは文化財としてつかまえた、それから警察のほうとしましては、しかし、火なわ式と同じような、たまたま飛ぶ飛んで人に危害を加えるのなら、警察の関係でもあらうと

いうことで、まあ、せっかく改正なさるのなら私のほうも火なわ式にプラスしてこれを十四条の中の登録銃砲刀剣としてぜひ対象にしたい、だから、今度の改正に入つてもらつておる次第でございます。ですから、先ほどの先生の御質問で、美術工芸品でないものは、ほつたらかすといふ、その辺はそういうことになつてもいいかと思ひますが、美術工芸品であるものは、こつちつかまえた、しかも、それがたまたま飛ぶと飛ぶまいと、切れようと切れまいと、要するに、文化財だといふ面であつたかまれば、それで私のほうは事足りるわけでございます。ただ、警察のほうとしましては、たまたま飛んだり、切れたりといふことになりまして、それが文化財であらうと何であらうと、警察としては問題になるかと思ひます。したがって、たまたま従来は火なわ式銃砲といふのはいわゆる文化財としても私も扱いたいし、警察のほうとしては、これは使おうと思へば使えるのだし、たまたま飛ぶのだ、人に傷害を与えるのだといふことと、要するに、両方の所管と申しましょうか、同じものではあるのですが、見方によつて両者がお互いにそれにある管理的な力を持たなきゃいかぬといふこととございますので、そういう面からいまして、私のほうとしましては、火なわ式銃砲だけでなくて、——お時間をいただければ、いまこゝへ持つてまいつておりますから、美術工芸課長から詳しく説明させていただきますが、こういうふうな、あとで御必要なら説明させていただきますが、こういうふうな、たまたま飛ぶわけなんです。で、これが火なわ式銃砲ではございませぬのは、これは文化財としてつかまえた、私のほうはやはりこれは文化財としてつかまえた、それから警察のほうとしましては、しかし、火なわ式と同じような、たまたま飛ぶ飛んで人に危害を加えるのなら、警察の関係でもあらうと

○松本賢一君 それはさうだらうと思ふのです。警察のほうもさういふふうには御説明なさつておつたのですから。といふことは、いままではその火なわ式銃砲以外のものは全面的に禁制品になつてたか、こうです、ね、法律上。それを今度登録することによつて、ちゃんと持つてくるようにするといふ範囲を広げた。一方から見れば、範囲を狭めたことにもなると思ふのですが、それはけつこうなんです。けつこうなんです、その危険性といふものが、そのペリの持つてきたピストルも、たまたま飛ぶと飛ぶまいと、切れようと切れまいと、要するに、文化財だといふ面であつたかまれば、それで私のほうは事足りるわけでございます。ただ、警察のほうとしましては、たまたま飛んだり、切れたりといふことになりまして、それが文化財であらうと何であらうと、警察としては問題になるかと思ひます。したがって、たまたま従来は火なわ式銃砲といふのはいわゆる文化財としても私も扱いたいし、警察のほうとしては、これは使おうと思へば使えるのだし、たまたま飛ぶのだ、人に傷害を与えるのだといふことと、要するに、両方の所管と申しましょうか、同じものではあるのですが、見方によつて両者がお互いにそれにある管理的な力を持たなきゃいかぬといふこととございますので、そういう面からいまして、私のほうとしましては、火なわ式銃砲だけでなくて、——お時間をいただければ、いまこゝへ持つてまいつておりますから、美術工芸課長から詳しく説明させていただきますが、こういうふうな、あとで御必要なら説明させていただきますが、こういうふうな、たまたま飛ぶわけなんです。で、これが火なわ式銃砲ではございませぬのは、これは文化財としてつかまえた、私のほうはやはりこれは文化財としてつかまえた、それから警察のほうとしましては、しかし、火なわ式と同じような、たまたま飛ぶ飛んで人に危害を加えるのなら、警察の関係でもあらうと

あるということだけでも、法律に繁雑さを加えるわけなんです。そういうことでなくて、文化財保護委員会の方で鑑定をいたしますよということにだけしておけばいいのじゃないかということなんです。それで何ら不都合ないのじゃないか、私はそう考える。それを警察のほうとしては、いや、危険なんだと一応御主張なさっておるわけなんですけれども、どうもその危険の度合いというものはすこぶる小さいわけなんです、もうおもちや以上に危険がないくらいなものなんです。取締法といういかめしい法律からははずしてしまおうというのが、私は常識的な考え方じゃないかと思うわけなんです。

○政府委員(宮地茂君) ちょっと先ほどの説明が足りませんでしたので、いまの御質問とも関連しますので補足させていただきます。いまの御質問が、火なわ式で文化財として登録されないおもちやみたいなものというようになことを申しましたが、従来火なわ式として登録されるもの——これは県にこういう登録審査委員というのを置いておりますが、県の非常勤の方に国のほうでお願いしているのですが、その人のところへ持って行って、いや、これは登録するほどに当たらない、全然おもちやみたいなものだというように、全然無ぐらいいだそうでございます。ですから、先生に先ほど私がお答えしました点ちょっと修正させていただきますが、いわゆる文化財として該当するものと、しないではあったらかしにされるもの、そういうふうにお感じになられましたら、そのところをちょっと訂正させていただきますが、絶無に近い、皆無と言っているくらい、要するに火なわ式は……。

○松本賢一君 登録されている、と。
○政府委員(宮地茂君) はい。——というくらいなものでございます。ですから、これはたまたま先ほどベルリと申しましたのは、国立博物館にありますものは非常にりっぱなものがあります。登録制をとりますれば、県等にはある程度これほど優秀なものでないものが登録されていこうかと思

います。ちょっと補足させていただきます。

○松本賢一君 それはわかりました。今度範囲を広げれば、火なわ式の場合よりもがらくたが多少ふえるのじゃないかということも想像できるので、それがそれはそれとして、少なくとも突き詰めて言えば、さっき警察のほうからお答えがあったように、登録されないものについては、社会一般の風俗慣習上やむを得ないといったようなことについて、そこへはめ込んでいくよりはかたにない。禁止、廃棄してしまえという命令を出すわけにもいきません。そういうような扱いになつてしまおうわけなんです。そうだとすれば、なお一そのこと、そういう取り締まりからははずして、文化財一本で扱うべきじゃないか。刀剣については、これはあれです、直ちに実用になると思えますから、これは考え方が違うと思うのですけれども、いまの古式銃砲については、私はやはりもうこの法律からははずしてしまおうべきじゃないか、こう思うのですが、警察のほうでは……。

○政府委員(大津英男君) 先ほど申しました四象一項五号は、刀剣類についての風俗慣習上という規定でありまして、含めた意味での御質問というふうな私にちょっと考えましたために、刀剣類についてこの条文を引いたわけでありまして、銃砲関係につきましては、この条項は働かないということでございます。

○松本賢一君 じゃ、どういふふうな扱いになりますか。
○政府委員(大津英男君) これは許可の対象にならないために、廃棄させる以外にない。あるいは第三象によります国または地方公共団体が公衆の観覧に供するために所持するというふうなことで、博物館に納めて見てもらうというふうな、そういうふうなことでございます。

○松本賢一君 それじゃますます穏やかじゃないな。いまのあれだとすれば、文化財として鑑定に落第したけれども、うちじゃおやじが大事にしておったのだから、大事に持っていきたいというふうなものまで持てないようなことになるじゃないですか。それじゃますますもっておかしなことになると思うので、どうですか。
○政府委員(大津英男君) そういうのが持てないのでは困るという意味で、今度改正をしまして、火なわ式に限らず持てるようにしたい、こういうことでございます。

○松本賢一君 いや、だから、それでもやっぱり鑑定をするわけでしょう、文化財としての保護委員会としては、鑑定にはそれだけの話ですよ、私の言うのは、それがいまの慣習上家の宝だから持っているというわけにもいかないのだということになると、廃棄しなければならぬ。おやじが大事にしていたものをみすみす没収されるのはかなわぬじゃないかという問題も起こってきまして、何とも明かるといってしまえばそういうことになりそうです。ですから、そういうものは取締法からははずしてしまおうというのがやっぱり一番いい方法じゃないかと思えますがね。長官いかがですか。
○政府委員(江口俊男君) そういう御心配があれは、いまの刀剣に準じて、先ほど読み上げたところに、「慣習上」云々というところに銃砲も入れればそれは救われてくると思う。それから、おそらく新しくつくらない限り、火なわ式についても登録されないものは皆無だと、絶無に近いというお答えのようでございます。今度ここに火打石式ですか、あるいは何と言いましたか、火打石式ですか、そういうものも祖先伝来のものというものであれば、私はやはり火なわ式と同じような扱いになるのじゃないかと思うのです。だから、その登録されないものが皆無になるということは期待できるといふように思うのですが。

○松本賢一君 これね、そういうますます何の取締法の必要があるかということになってくるのだね、話を聞けば聞くほど。ですからね、私は、これはどうしてもこの際改正するのだから、改正する際に、文化財一本ということにするのがいいのじゃないかと思うのです。警察としても、よっぽどこじつけなければ、これは危険だということをお説明できぬじゃないですか。だから、この際、私はそうすべきだと思っておりますがね。また、もうこれで私は質問を打ち切りますが、ひとつ最後に長官どうですか。
○政府委員(宮地茂君) 私のほうから申し上げるのもおかしいかと思えますけれども、これみなたまたま込めれば撃てますし、けつこう人も死にますので、そういう意味で、二条の定義にはどんぴしゃはまるものなんです。ですから、無理無理とにかく警察のごやっかいになりたいたいのじゃないか、これは定義には該当するものだし、しかし、定義に該当するからといって、全く凶器としての武器のような扱いも困るということでは、はなはだくどうございまして、必ずしも銃砲の専門ということじゃないのですが、美術工芸課長相当勉強しておりますので、ちょっと、何でもございまして、皆さんに説明させていただけたらと思っております。

ひとつ確かめたいと思います。

○政府委員(大津英男君) 鈴木先生のおっしゃるのとおりでございます。文化財保護委員会のほうで、美術的価値あるものは骨とう的価値ということと判断したければ、ほとんどの管打式、あるいはそういう火打式のもの登録されるだろうという判断を私も持っていますので、この登録の規則を見ます。

○鈴木壽君 それで、この登録の規則を見ますと、いまのところは火なわ銃のそれと、あと第二号に「前号に掲げるものに準ずる銃砲」と、こういうことがありますが、このいまの火打石式あるいは管打式というものは、この火なわ式の銃砲に準ずるものとして、あくまでこの規則の改正とかなんかはしないでそのままやる、こういうのですか。それとも、あるいは今度は新しく規則をつくって、今度の新たに登録しようとする、そういうものについてのそういう規定を置くと、こういうことですか、そこら辺はどうですか。

○政府委員(宮地茂君) いま先生の御意見のございました点、銃砲刀剣類登録規則の四条の鑑定基準のことを引用されて御意見述べられたと思うのですが、そのところに、現在では「さきこめ式で火なわによって発火する」云々と、それから第二号のほうで、「前号に掲げるものに準ずる」と、こうありまして、私、詳しい知識を持ちませんが、いわゆるさきこめ式でない、もと込め、先から込めるのでなくて、もとから込める、先込めでない、もと込めというものが、今度相当あるのだというのでございます。したがって、前号に準ずるというだけでは読みにくいと思いますから、これは言いかえ規則でございますので、この規則改正はいたしたいと思っております。

○鈴木壽君 それから、そういうもので、鑑定のしようもいろいろあると思いますが、いままでのものからしますと、いわゆる何と云いますかね、史料としての価値のあるもの、骨とう品としての価値のあるもの、これはいろいろ鑑定といいますが、判断といいますが、これはちょっと微妙なところがあると思うのですが、そこで火打石式、

管打式というもののほとんど全部は骨とう的な価値がある、あるいは史料としての価値があるのだというところで、登録の対象になるというふうに、いま考えておられますか、あるいはまた、いや、その中でも、そうでないものもあるのだと、そういうようなことになりませんか、そこら辺どうですか、いまの時点で予想しておられることとして。

○政府委員(宮地茂君) ほとんど全部が該当するものと思います。

○鈴木壽君 これは管打式ですね。

○説明員(松下隆章君) そうでございます。

○鈴木壽君 いま考えて見ると、あれですね、何かこういうものを野放しにしておいたということもおかしいという感じがしますね。

○加瀬完君 社会通念上、銃砲として使用するものでないものは、はずしちゃってもいいと思うんです。そういう考え方をとれないのは、どういうわけなんですか。もう一度申し上げますとね、こういうものを社会通念上、こっちはこうからたまたま込めて、これを武器として使おうということ、社会通念上考えられませんか。事務局長のおっしゃる通りに、込めればたまが出るというなら、そういうことを言うなら、先ほども、この前も私は申し上げたけど、てんびん棒だつて人を殺せるし、針だつて人を殺せるし、みんな武器になつちゃう。社会通念上、そういうものを使つて殺傷したり何かするということはない、というものは、この際全部警察庁で言う取り締まりの対象からは除いて、それを文化財として取り扱うか、あるいは文化財にたえないものは、個人で持っているものは自由だという形にしてしまつても、たいてい暴力行為その他の取り締まりのほうに支障を来すということはあるまい、こういう私どもは考え方を持っているわけなんです。

○政府委員(江口俊男君) この間からそういう御議論はたくさんあるわけですが、かりに銃砲であるかないかというのを法律で社会通念上云々と書くかどうか。あるいは火打、管打あるいはいままで文化財保護委員会の登録の対象に

なつておつたようなものを除くというように書くか、書き方はいろいろあると思いますが、ただ、そういう種類のものは社会通念上銃砲じゃないと観念した場合、新しくつくつてくるばかがあるかどうかこれはわかりませんけれども、しかし、やはり人をおどすというような意味では私は役に立つと思います。そういうものでも、だから、そのほうの取り締まりというものをどうするかという問題にもう一度返つてくるので、骨とう的な価値がある、あるいは前からあるというものは全部登録される。だから、それは認めましょうというところでして、それ以外のもので、これをかりに新しくつくつたら、この銃砲刀剣類のこれに当たるからこれは許可できないということになるのでございまして、こういう種類のものはよろしいということになれば、私はやはりおもちゃとしてつくるかどうかはそれは別として、やはりそういう形のものをつくつてみたい、あるいは使つてみたいという余地が出てくるように私は思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○加瀬完君 それは規則が何かで、たとえ百年以上経過して文化財的といいますが、骨とう的価値しかないというふうなワケをはめたつていいでしょう。そのほうが取り締まりが簡潔にいくのじゃないかと思うのです。こういうものまで一々届け出をさせて、一筆銃があるとかないとかいうことを明らかにすれば、あそこに行けばこういう筆銃があると、わざわざ公表するようなものです。あれでも使えば使えるから、じゃ、あれを使おうということにも、逆に考えれば、なるかもしれない。

○松本賢一君 関連して。いまの長官のお話はちょっとおかしいと思うのです。われわれはこういう「古い」ということを条件につけるわけだから、古式だけじゃなしに、実際に何年以上に上つたというようなこともつけてもいいわけなんです。そういう例外例とか、何というか、一応いままです取り締まりの対象になつていたのだから、これをはずす際には、この法律の中に、このもの

は除くのだということを示さなければならぬ。そういう場合に、そういう条件をつけておけば、新しくしらえてまねをしてつくつたら、それを持てないかというわけにはならぬと思う。だから、結局、いま現実にはおそろくたくさんやみ人ばたきさんある。だから、そういうものを違法性をはずすと同時に、いま言ったような、さっきの第五号ですか、五号にはめれば、といったような、そういう苦しい解釈をしなくてもいい。実際に危険性というものは常識上考えられないのですから、こういうものは除外してしまつたほうがいいのじゃないかというのを申し上げておるわけです。きょうはこのくらいにして……。

○委員長(天坊裕彦君) 本日の審査はこの程度にいたします。次回は、二月二十三日火曜日午前十時開会の予定でございます。

それでは、これにて散会いたします。

午後零時三十五分散会